［削る。］

第４　居宅訪問型児童発達支援

［１～３　略］

４　福祉・介護職員等処遇改善加算

注　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の114に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　１から10の５までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

第４　居宅訪問型児童発達支援

［１～３　同左］

４　福祉・介護職員等処遇改善加算

注１　別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は